

事 務 連 絡
令和2(2020)年5月26日

各市柔道協会等団体の長 様
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会
専務理事 永富明彦

新型コロナウイルス感染症への具体的対応について

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、令和2(2020)年5月24日付け山柔協第20-322号(一社)山口県柔道協会会長通知により、対応をお願いしたところですが、現時点の山口県全域における「感染症と社会状況の段階」については、次のとおりとしますので、取り組みについてよろしく申し上げます。

なお、「感染症と社会状況の段階」と「柔道の練習の段階」の関係は別紙1のとおりです。

記

1 感染症と社会状況の段階

現時点では、県下全域において「段階2」としてください。実際に柔道練習が再開される6月1日頃には、「段階」がどのレベルにあるのか、お知らせする予定です。

その後については、状況により、各市柔道協会等団体が判断していただく予定です。

なお、必要に応じ事務局がご相談に応じます。

2 柔道の練習の段階

全ての団体において、段階1から始め、段階2に移行してください。この移行にあたっては、練習の頻度や参加者の状態等を勘案してください。

なお、感染症と社会状況の段階が現時点では、「段階2」ですので、これが「段階3」にならないと、柔道の練習は「段階3」に移行することができないことに留意してください。

段階の整理「感染症と社会状況の段階」と「柔道の練習の段階」の関係

別紙1

●感染症と社会状況の段階

段階 1	緊急事態宣言は解除。 外出規制の緩和や、少人数集会の開催が一部認められ、学校や部活動が一部再開。 3密の回避厳守。 県をまたぐ移動は自粛。
段階 2	学校や部活動の再開。 3密のうちマスク着用下での密接が許容。
段階 3	地域の新規患者が一定期間(たとえば4週間以上) なし。 3密回避厳守と移動制限の解除。

●柔道の練習の段階

段階 1	練習人数制限	1名/8㎡(畳4枚ほどを目安)
	練習内容	相手と組み合わない練習のみ 例えば、受身、筋力トレーニング、一人打ち込み等
	練習時間	1時間以内
	マスク着用	マスク着用義務あり
	その他	道場共用施設(シャワーなど) の使用禁止
段階 2	練習人数制限	2名/16㎡(畳8枚ほどを目安)
	練習内容	相手と組み合う練習 例えば、打ち込み(立技、寝技)、投げ込み、技の研究等 (乱取りや試合稽古は禁) 組み合う相手は変えない。
	練習時間	1時間程度
	マスク着用	マスク着用義務あり
段階 3	練習人数制限	なし(ただし密集となる状態は可能な限り避ける)
	練習内容	相手と組み合う練習 例えば、乱取り(立技、寝技) や試合稽古 ただし、組み合う相手との時間(5分以内) や相手の数(5人程度など) を制限 出稽古や対外試合は行わない。
	練習時間	2時間以内
	マスク着用	マスク着用義務なし

●「感染症と社会状況の段階」と「柔道の練習の段階」の関係

感染症と社会状況の段階	柔道の練習の段階
段階 1	段階 1
段階 2	段階 1 → 段階 2
段階 3	段階 1 → 段階 2 → 段階 3